

## 2019年度事業計画

はじめに

平成30年中の群馬県の交通人身事故は、発生件数13,087件、死者数は64人、負傷者は16,727人であり、これを平成29年と比較すると、発生件数は+342件(+2.7%)、死者数は-3人(-4.5%)で、負傷者数については+491人(+3.0%)と死者数は群馬県警察で統計を取り始めた昭和28年以降2番目に少ない記録となりましたが、発生件数と負傷者数は増加してしまいました。

事故の特徴としては、全死者数に占める高齢者の割合が高く36人(56.3%)の方が亡くなったほか、第一当事者の主な事故原因としては一時不停止が多く、次いで交差点安全進行違反、信号無視、優先通行違反と続き、交差点内の事故が多い状況にあり、厳しい交通事故情勢が続いております。

一方、安全運転管理者選任事業所車両の関係する交通事故は、発生件数1,175件、死者数9人、負傷者数1,435人で、発生件数では、+412件(+54%)、死者数+1人(+12.5%)、負傷者数+473人(+49.1%)と、残念なことに2年続けて増加してしまいました。

このような情勢を踏まえ、当協会では2019年度も、群馬県交通対策協議会が作成した「平成31年度交通安全活動計画」を基本として、県民を交通事故から守るという基本方針のもと公益性の高い効果的な交通安全活動を推進してまいります。

### 【事業計画】

#### 第1 交通事故防止事業

県民を守る安全運転の普及・啓発事業として下記項目の事業を展開します。

##### 1 職場における交通安全思想の普及・高揚

職場における交通安全思想の普及・高揚を通じて、安全運転管理者選任事業所管理車両約82,000台、管理下運転者約135,000人の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ることにより、交通事故のない安全で快適な社会を目指します。

##### (1) 四季における交通安全運動の推進と支援

春・秋の全国交通安全運動、夏・冬の県民交通安全運動の実施にあたっては、前年同様広報用ポスター並びに実施要綱を作成し、各事業所・関係機関に配布の上、県、市町村及び警察と連携して県民の交通安全意識の高揚に努めるとともに各地区協議会の活動を支援します。

2019年に計画されている交通安全活動は次表のとおりです。

### 〈交通安全活動年間計画〉

	活動の種別	期 間
1	高齢者の交通事故防止	年間 高齢者交通安全日 毎月 25 日
2	子供の交通事故防止	年間
3	自転車のマナーアップ運動	年間 マナーアップデー 毎月 15 日 強調月間 5 月
4	飲酒運転の根絶	年間
5	命を救う 思いやり 110 番通報	年間
6	出会い頭事故・追突事故の防止	年間
7	夕暮れ時の早めのライト点灯等・反射材着用促進	年間 運動強化期間 9 月～12 月
8	足元に生命（いのち）の発信運動	年間
9	全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	年間
10	県民交通安全日	毎月 1 日
11	新入学時期の交通事故防止運動	4 月 8 日～4 月 14 日の 7 日間
12	春の全国交通安全運動	5 月 11 日～5 月 20 日の 10 日間
13	夏の県民交通安全運動	7 月 11 日～7 月 20 日の 10 日間
14	秋の全国交通安全運動	9 月 21 日～9 月 30 日の 10 日間
15	冬の県民交通安全運動	12 月 1 日～12 月 10 日の 10 日間
16	交通死亡事故抑止対策	交通事故情勢に対応して実施

\* 春の全国交通安全運動は、例年 4 月に取り組んでいたが、本年は 5 月に実施

#### (2) 安全・安心運転実践運動の実施

8 月から 10 月までの 3 ヶ月間、交通事故防止対策コンクールである「安全・安心運転実践運動」を実施します。

なお、期間中の交通事故件数、交通安全活動推進状況等を勘案して優秀地区協議会について表彰上申を行います。

#### (3) 運転適性検査の推進

群馬県運転適性検査指導者協議会連合会と連携し、3～5 月に「新入社員運転適性検査推進月間」を、10 月に「運転適性検査推進月間」に取組み、事業所における運転適性検査（K-2）の促進を図ります。

#### (4) 「命を救う 思いやり 110 番通報」の普及促進

群馬県交通対策協議会・群馬県警察が推進中の「命を救う 思いやり 110 番通報」活動に賛同し、機関誌、ホームページ及び安全運転管理者講習等を通じて普及促進に努めます。

(5) 飲酒運転の根絶とハンドルキーパー運動の推進

重大事故につながる飲酒運転の根絶を図るため、群馬県交通対策協議会が活動重点としている「飲酒運転の根絶」に向け、酒を飲まない人を事前に決めて、参加者を安全に自宅まで届ける「ハンドルキーパー運動」の実践等を、機関誌やホームページ等を通じて啓発します。

(6) 交通安全啓発用品等の配布

安全運転管理者等講習の際、受講者に交通安全啓発品(うちわ、ポスター等)や資料等を配布し、交通安全意識の普及を図ります。

## 2 機関誌及びホームページによる情報発信活動

機関誌「安全運転管理群馬」を年4回(1月・6月・9月・11月)発行し、各事業所の安全運転管理者等に、交通事故情勢、道路交通法等の改正情報の要旨、各地区協議会による交通事故防止活動の取組み状況等の交通安全情報を発信して、事業所における交通事故防止を図ります。

また、協会のホームページを活用して、更に幅広い情報発信を行います。

ホームページ URL <http://www.ankan-gun.or.jp>

## 3 優良安全運転管理者・優良安全運転管理事業所・優良自動車運転者表彰等

事業所の安全運転管理に貢献した安全運転管理者や事業所に対して、群馬県警察本部長と当協会会長連名の感謝状のほか、優良自動車運転者等に対する表彰の上申を行います。

(1) 優良安全運転管理者 — (感謝状)

積極的に安全運転管理に取り組んでいる優良安全運転管理者を上申します。

(2) 優良安全運転管理事業所 — (感謝状)

交通安全活動を積極的に推進して交通事故防止に成果を上げている優良安全運転管理事業所を上申します。

(3) 優良自動車運転者 — (表彰状)

無事故・無違反を継続(15年以上)している優良運転者について上申します。

その他、交通安全活動功労者又は優良事業所として

(4) 群馬県知事表彰 — (感謝状)

(5) 関東管区警察局長と関東安全運転管理者協議会連合会連名表彰 — (感謝状)

(6) 警察庁長官と全日本交通安全協会長の連名表彰

— 交通荣誉章「緑十字(金・銀・銅)章」等

の上申を行っていきます。

## 4 研修会参加の助成

現任の安全運転管理者等に対して資質向上と指導力アップを図るため、茨城県ひたちなか市にある安全運転中央研修所の「安全運転管理課程」研修への斡旋・助成を行います。(平成30年度は10人助成)

## 第2 安全運転管理者教育事業

道路交通法第108条の2により公安委員会が実施することとされている「安全運転管理者等に対する講習業務」の受託を図り、同講習を通じて、安全運転に対する意識の向上と責任を認識させ、事業所における安全運転管理を確実かつ適正に推進させることで交通事故の防止に努めます。

なお、講習は、群馬県総合交通センターほか県内各地において実施予定です。

\* 別紙「2019年度安全運転管理者等講習実施日程」参照

## 第3 会議の開催

### 1 会議開催方針

- 当協会定款に則り、定時総会を6月に開催し、事業報告・収支決算報告等の承認などを行います。
- 「理事会運営規則」に則り、理事会を5月及び3月に開催し、法人の運営・事務執行の決定などを行います。

### 2 具体的開催予定日

#### (1) 2019年度第1回通常理事会

- ア 開催日 2019年5月22日(水)
- イ 開催場所 群馬県庁昭和庁舎会議室 午前11時から
- ウ 議題
  - ・ 平成30年度事業報告(案)
  - ・ 平成30年度収支決算(案) 等

#### (2) 2019年度定時総会

- ア 開催日 2019年6月20日(木)
- イ 開催場所 群馬県総合交通センター会議室 午後1時30分から
- ウ 議題
  - ・ 平成30年度事業報告
  - ・ 平成30年度収支決算報告 等
- エ 報告事案
  - ・ 2019年度事業計画
  - ・ 2019年度収支予算 等